

医療情報システム及びネットワーク接続に関する遵守事項

和歌山県立医科大学附属病院医療情報部長

当院での医療情報システム及びネットワーク接続について安全性を確保するための規則を示します。

1. 診療機器・制御端末・サーバ等

- Windows OS で当院指定のウィルス対策ソフトをインストールできない場合はホワイトリスト型のセキュリティ対策等の対応をすること。
- サーバを導入する場合はサーバライセンスのウィルス対策ソフトを用意すること。
- 独自で導入したウィルス対策ソフトについても常に最新の定義ファイルに更新すること。
- OS の特権ユーザー (administrator または root) のパスワードを初期設定から変更及び無効化した上で、必要最低限の権限を付与した管理者ユーザーを作成し、運用すること。
- サーバの設置場所は、要望部署にて確保すること。医療情報システムのサーバ室に設置は不可。
- 時刻同期は医療情報システムのタイムサーバに接続すること。
- NAS を設置する時は共有フォルダにアクセス権限の設定し、必要なユーザーのみ利用可能とすること。

2. 有線 LAN 接続

- 当院がセキュリティ上必要と判断した場合、ルーターまたはファイアウォールを設置すること。
- 機器導入等に伴い新たな LAN 配線が必要な場合、当部の指示の下で LAN 配線工事を行うこと。
- 使用する LAN ケーブルは当院指定の規格にすること。(カテゴリ:5e 以上、色:オレンジなど)
- ネットワーク機器には販売店名、メーカー名、医療機器名や導入年度などを貼付し管理者が判別できるようにすること。
- LAN ケーブルの配線は整理整頓し、接続先と接続元が判別しやすいようにタグ付けをすること。

3. 無線 LAN 接続

- Wi-fi は 5GHz の周波帯を使用すること。2.4GHz 帯は使用不可としている。
- 使用する機器類には、当院が発行する電子証明書をインストールすること。
- ユーザーが Wi-fi 設定を変更できないように、Wi-fi 設定機能を非表示にすること。

4. リモートメンテナンス

- リモートメンテナンス用のネットワーク回線の調達は代理店、保守業者または要望部署が行うこと。
- 外部ネットワークとの接続点にはファイアウォール、もしくは UTM 機能を有するルーターを設置すること。
- ファイアウォールまたは UTM 機能付きルーターで通信を許可する IP アドレスやプロトコルを制限すること。
- リモートデスクトップ機能を使用する場合は、デフォルトのポート番号から変更すること。
- リモートメンテナンス回線機器やルーター、端末等はメーカー名、医療機器名、導入年度などのラベルを貼付し管理者が判別できるようにすること。

6. その他

- 医療情報システムネットワークへの負荷が高いと判断される場合は、接続を不許可とする。
- 医療機器と電子カルテシステム端末との接続経路が CLAI0 の画像キャプチャーボックスのみの場合は、撮影する医療機器側にウィルス対策ソフトのインストールを必須としない。